

地域をけん引する経営体確保対策事業 実施要領

制 定	令和元年9月13日付け農第883号
改 訂	令和2年4月1日付け農第1988号
改 訂	令和2年8月19日付け農第575号
改 訂	令和3年5月20日付け農第140号
改 訂	令和4年9月8日付け農第 594 号
改 訂	令和7年4月21日付け農第34号

地域をけん引する経営体確保対策事業については、地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金交付要綱（令和元年9月13日付け農第883号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 助成対象者

- 1 交付要綱別表1「助成対象者等」欄にある「「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）で定める計画を策定し、認定を受けた地域けん引経営体」は、子会社や関連会社での取り組みも対象とする。
- 2 子会社とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 当該企業の親会社に議決権の過半数を所有されている場合
 - (2) 親会社に議決権の40/100以上50/100以下を所有され、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合
 - ① 親会社の役員の所有する議決権と合わせて、会社の議決権の過半数を所有されていること
 - ② 親会社の役員が、取締役会（これに準ずる機関を含む。）の構成員の過半数を占めていること
 - ③ 親会社との間に重要な財務及び営業又は事業の方針決定を支配される契約等が存在すること。
 - ④ 負債の総額の過半について親会社又は親会社の役員若しくは両者から融資（債務保証及び担保の提供を含む。）されていること。
 - (3) 親会社と親会社の役員が所有する議決権を合わせて、又は、親会社の役員が所有する議決権が会社の議決権の過半数を占め、かつ、(2)の②から④のいずれかの要件を満たす場合
- 3 関連会社とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 親会社に議決権の20/100以上を所有されている場合

- (2) 親会社に議決権の 15/100 以上 20/100 未満を所有され、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合
- ① 親会社の役員が代表取締役あるいは取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること
 - ② 親会社あるいは親会社の役員から重要な融資（債務保証及び担保の提供を含む。）を受けていること
 - ③ 親会社から重要な技術を提供されていること
 - ④ 親会社との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること
- (3) 親会社と親会社の役員が所有する議決権を合わせて、又は、親会社の役員が所有する議決権が、会社の議決権の 20/100 以上を占め、かつ、(2)の①から④のいずれかの要件を満たす場合

第2 事業の管理運営

市町村並びに隠岐支庁・農林水産振興センター及び農業経営課は、地域の実情に応じつつ、事業が適切に実施されるよう実施状況を把握するとともに、必要に応じた的確な指導を行う。

附 則

この実施要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和4年9月8日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和7年4月21日から施行する。